

銚子まちづくり大学運営業務委託 プロポーザル審査要領

Ⅰ. 評価項目と配点

	評価項目	評価基準	配点
1. 事業理解と企画提案			**65**
	1-1. 事業目的・コンセプトの理解度	「銚子まちづくり大学」の事業目的（学びと実践、地域活性化、新規事業創出、人材育成）を深く理解し、的確に捉えた提案であるか。	15
	1-2. カリキュラムの企画内容	事業対象者（特に起業・創業志向者）のニーズを捉えた、魅力的で具体的な講座カリキュラムが企画されているか。（講座テーマの選定、内容、学習方法、年間スケジュールの妥当性・独自性）	15
	1-3. 講師の選定・確保戦略	講師の選定基準、交渉、確保に関する戦略性、ネットワークの広さが適切か。	5
	1-4. 実施場所選定・確保戦略	多様な講座実施場所の選定、確保に関する戦略性、実現可能性が具体的に示されているか。	5
	1-5. 年間事業計画の具体性	年間事業計画全体にわたる具体的な取り組み内容、目標設定、実現可能性が明確か。	15
	1-6. 地域活性化・新規事業創出への視点	地域に根差した新規事業創出や既存コミュニティの活性化に資する具体的な視点や工夫が提案されているか。	10
2. 実施体制と運営能力			**40**
	2-1. 組織体制・人員配置	本業務（企画、運営、広報、評価）を円滑かつ確実に遂行するための組織体制、人員配置（専門性、経験、資格等）が適切かつ十分な。	15
	2-2. 講座運営ノウハウ・実行力	講座運営（会場確保、設営・撤収、当日運営、機材操作等）に関する具体的なノウハウと実行力が示されているか。	10
	2-3. 事務局運営体制	受講生募集、申込受付、受講生管理、問い合わせ対応、事務局運営に関する業務フローが確立されており、円滑な運営が期待できるか。	10
	2-4. 関係機関との連携・調整	関係機関（委託者、講師、受講生、会場提供者、地域住民、協力団体、行政等）との円滑な連携・調整体制が構築されているか。	5
3. 広報・受講生募集戦略			**40**
	3-1. ターゲット層への広報戦略	ターゲット層（特に起業・創業を目指す方、事業拡大を目指す方）に効果的にリーチするための広報戦略（広報媒体、訴求メッセージ、プロモーション計画等）が具体的に提案されているか。	15
	3-2. デジタルツールの活用	ウェブサイト、SNS等のデジタルツールを活用した情報発信・募集活動の具体性、継続性が明確か。	15
	3-3. 募集目標達成へのアプローチ	受講生募集における目標設定と、その達成に向けた具体的なアプローチ、実現可能性が示されているか。	10
4. 実績・専門性と地域理解			**25**
	4-1. 類似業務実績・専門的知見	市民大学、生涯学習、まちづくり、地域活性化、起業支援、人材育成、イベント企画運営等、類似業務における実績が豊富であり、本事業に活かせる専門的知見を有しているか。	15
	4-2. 銚子市・地域特性への理解	銚子市または類似地域における活動実績や、地域特性・地域課題への理解度が示されており、地域との円滑な連携・協働が期待できるか。	10
5. 事業評価・改善と持続可能性			**10**
	5-1. 事業評価の具体性	各講座および事業全体の成果を客観的に評価するための具体的な指標（KPI）、評価方法（アンケート、ヒアリング等）が提案されているか。	10
6. 費用対効果			**20**
	6-1. 委託料の妥当性	提案された委託料（講師謝礼、会場借上料、PR経費等を含む）が、業務内容・質に対して妥当であり、積算根拠が明確かつ適切であるか。	5
	6-2. 効率的・効果的な事業運営	予算内で最大限の効果が期待できる、効率的かつ効果的な事業運営が提案されているか。	5
	6-3. 見積価格	満点（10点）×（提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格）	10
合計			**200**

2. 審査方法

6-3を除く各評価項目について、5段階（A:大変優れている、B:優れている、C:普通、D:劣っている、E:大変劣っている）で審査する。評価によって得る点数は、各項目の配点×評価係数（A:1.0、B:0.8、C:0.6、D:0.4、E:0.2）によって求めることとする。

3. 順位の決定

評価点の合計点によって順位を決定するものとする。なお、同点により1位となった者が複数ある場合には、「1. 事業理解と企画提案」に関する評価点の合計点が高い方の応募者を1位として決定する。なお、「1. 事業理解と企画提案」に関する評価点の合計点が同点である場合には、「2. 実施体制と運営能力」に関する評価点の合計点の高い方の応募者を1位とし、それでも順位が決しない場合は、審査委員間の協議によって順位を決定する。上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。